令和４年第３回水戸市議会定例会

陳情文書表（Ⅱ）

水戸市議会

陳　情　文　書　表

受理番号	受理年月日	件　　名	要　　旨	付託委員会
第７号	４．９．５	補助金返還の陳情	《陳情趣旨》 水戸市は，Ａが堀あさひこども園（以下「堀あさひ」という。保育所）を建設するのに，補助金を交付する条件として，同人が社会福祉法人ハートフルスマイル（以下「ハートフル」という。）を設立して，この法人に4,807万4,000円を寄附するということで，平成26年５月28日，ハートフルに１億3,514万7,000円の補助金を交付した。水戸市の平成24年度民間保育所整備事業者募集要項を見ると，「保育所開設前に社会福祉法人を取得する見込みがあるもの」とあり，この対象者は申請前に水戸市と建設資金や土地の購入費，所要資金等を協議して，このうち自己資金（社会福祉法人設立の寄附金）を幾ら出すかを決め，水戸市に選定されれば，対象者は社会福祉法人を設立して，水戸市と約束した金額を寄附するということで，補助金交付の要件を整えるのである。平成24年10月頃，Ａは水戸市に平成24年度水戸市民間保育所整備事前協議書を提出（同人の預金残高証明書，贈与契約書）し，これをまとめた民間保育所設置要望状況を見ると，水戸市堀町の土地（3,500万円）を購入して，木造平屋（839平方メートル）の保育所を建設したいと，資金計画（総事業費２億8,514万6,000円，借入金１億円，寄附金5,000万円，補助金１億3,514万7,000円）等を添付して，同人がハートフルを設立して，同法人に5,000万円を寄附するという条件で，平成24年11月20日に選定された。ところが，平成24年12月17日に開催された役員会の決議録を見ると，貸与金として2,000万円，寄附金は2,807万4,000円になっているのである。また，同月25日，水戸市に補助金交付申請書が提出され，貸与金として2,000万円が計上され，寄附金は3,000万円になっているのである。平成25年１月７日，Ａは茨城県に対して，自分の残高証明書と所得証明書と納税証明書，法人に寄附する2,807万4,000円の贈与契約書，4,807万4,000円の財産目録，2,000万円の金銭貸与契約書等を添付して，社会福祉法人設立認可申請書を提出したが，貸与金では認可されなかったので，仕方なく4,807万4,000円を寄附することにして，同月29日，社会福祉法人設立認可書が交付され，同日付でハートフルを設立登記したのである。平成25年２月12日に開催された，第１回理事会議事録の「第１号議案・登記について」を見ると，「平成25年１月29日に社会福祉法人ハートフルスマイルの設立登記が完了し，登記事項は別紙登記簿謄本（資産4,807万4,000円）どおりである説明があり，異議なく承認された」とあり，Ａ（理事長に就任）がハートフルに	文教 福祉

受理番号	受理年月日	件　　名	要　　旨	付託委員会
			4,807 万 4,000 円を寄附する」とあるのである。ところが，第４号議案の「財産目録承認について」になると，「贈与契約書に基づき，下記（寄附金 2,807 万 4,000 円）のとおり贈与を実施……異議なく承認された」とあり，次に「金銭貸与契約書（2,000 万円，無利息で 15 年間据置き）に基づき……異議なく承認された」とあるので，いつの間にか資産の 2,000 万円が貸与金になったのである。ところが，A理事長が平成 25 年３月１日付で茨城県に提出した「財産目録記載の財産の移転完了報告について」を見ると，ハートフル設立の登記簿謄本（資産の総額 4,807 万 4,000 円）と，財産目録（4,807 万 4,000 円）と寄附申込書と，同人が同年２月 18 日付で寄附した 4,807 万 4,000 円の領収書が添付されているのである。ところが，平成 25 年３月 29 日に水戸市から補助金交付決定通知書が交付されると，A理事長は２日後の同月 31 日に，何と同法人に 4,807 万 4,000 円あった資産を 2,788 万 8,770 円に変更登記を行い，ハートフルにあった資産の 2,018 万 5,230 円がどこかに消えたのである。平成 25 年 12 月 25 日，水戸市に児童福祉施設（保育所）設置認可申請書が提出され，これには運用財産（寄附金）4,807 万 4,000 円の財産目録が添付されているが，選定のときの寄附金は 5,000 万円，役員会と理事会は 2,807 万 4,000 円，補助金交付申請は 3,000 万円，ハートフルが設立されても登記簿謄本を提出させていないので，教育委員会は財産目録が虚偽だということを知っていながら，県に進達して，保育所の設置が認可されたのである。A理事長は，ハートフルに 4,807 万 4,000 円を寄附しているが，平成 26 年３月 18 日に提出された実績報告書を見ると，貸与金の 2,000 万円が計上され，寄附金が 2,481 万 8,783 円になり，どこかに消えた 2,325 万 5,217 円のうち 2,000 万円が，同人の貸付金（貸与金）になったのである。また，A理事長は，ハートフルの運用財産を 2,788 万 8,770 円に変更したので，貸借対照表の基本金と運用財産は同額になるはずであるが，貸借対照表の基本金は 2,707 万円になっており，基本金と運用財産に 81 万 4,770 円の差額が生じているのである。水戸市は，選定時の寄附金は 5,000 万円，補助金交付申請は 3,000 万円，役員会と理事会は 2,807 万 4,000 円，児童福祉施設設置認可申請書に添付した運用財産は 4,807 万 4,000 円であるが，実績報告書の寄附金は 2,481 万 8,783 円となり，ハートフルの資産が 2,325 万 5,217 円もどこかに消えていることを知っていながら，水戸市は補助金確定通知書を交付したのである。水戸市は，児童福祉施設設置認可申請書に添付した財産目録（運用財産 4,807 万 4,000 円）が偽造されていることを知っていながら，上記を県に進達して，保育所	

受理番号	受理年月日	件　　名	要　　旨	付託委員会
			の設置を認可させたので，ハートフルに補助金が交付されたのである。なぜ，県に偽造した財産目録を提出したのかというと，ハートフルの設立を認可したのは子ども未来課（当時・子ども家庭課）であり，補助金の交付も子ども未来課が担当しているので，資産が 2,018 万 5,230 円も消えていることが分かれば，保育所を認可することはできないので，A理事長は設立認可を受けたときの寄附金 4,807 万 4,000 円に財産目録をあわせたのである。水戸市がハートフルに補助金を交付する条件は，ハートフルという社会福祉法人を設立して，法人に 4,807 万 4,000 円の資産があるということであったが，情報公開申請を行ったところ，上記を証明する登記簿謄本は提出されておらず，水戸市は補助金交付の条件を確認しなかったのである。平成 26 年３月 31 日，水戸市は上記（変更登記は不明）を知っていながら，県に実績報告書を提出して，後日，県から１億 2,013 万 1,000 円の補助金を交付させて，これに水戸市の補助金 1,501 万 6,000 円を加算して，同年５月 28 日，ハートフルに１億 3,514 万 7,000 円の補助金を交付したのである。A理事長は，ハートフルに 2,000 万円を貸与したと実績報告書に計上しているが，どこかに消えた 2,325 万 5,217 円のうち 2,000 万円が貸付金になっており，ハートフルの決算書を見ると，平成 28 年３月末頃，同人はハートフルから貸与金の 2,000 万円を返済させているのである。陳情者は，令和３年３月１日から水戸市に，補助金を返還させるよう求めており，質問状を提出すると，市民を愚弄した回答であり，ハートフルを調査することもせず，上記を知っていながら補助金を交付したので，今さら補助金を返せとは言えないのではないかと推察されるのである。 《陳情事項》 １　ハートフルに交付した補助金１億 3,514 万 7,000 円を返還させること。 ２　水戸市が上記を知りながら補助金を交付した理由。 ３　補助金の返還を求めない理由を聴取すること。	